

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成29年12月13日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時52分

出席者 委 員 委員長 千葉正弘

坂東一敏 古沢ちい子 関口孫一郎

福富善明 永田武志 梅澤米満

中島克則

傍聴者 大谷好一 青木一男 広瀬昌子

白石幹男 平池紘士 針谷正夫

入野登志子 天谷浩明 大武真一

小堀良江 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

主 査 藤澤恭之 主 任 岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 崎	尚	之
教 育 部 長	高 橋	一	典
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼	信	行
商 工 振 興 課 長	増 山	昌	章
観 光 振 興 課 長	癸 生 川		亘
農 業 振 興 課 長	秋 間	広	行
農 林 整 備 課 長	横 尾	英	雄
産 業 基 盤 整 備 課 長	澁 江	和	弘
大 平 産 業 振 興 課 長	大 杉		栄
西 方 産 業 振 興 課 長	石 川	徳	和
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木		裕
教 育 総 務 課 長	天 海	俊	充
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	島 田	芳	行
学 校 施 設 課 長	坂 田	知	司
生 涯 学 習 課 長	大 橋	嘉	孝
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	横 倉	延	男
文 化 課 長	大 塚	治	男

平成29年第4回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成29年12月13日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第103号 栃木市立小中学校教育用図書選定委員会条例の制定について
- 日程第 2 議案第112号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第115号 財産の処分について
- 日程第 4 議案第116号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）
- 日程第 5 議案第117号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）
- 日程第 6 議案第118号 指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）
- 日程第 7 議案第119号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）
- 日程第 8 議案第120号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）
- 日程第 9 議案第121号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）
- 日程第10 議案第 94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第11 議案第100号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（千葉正弘君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（千葉正弘君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（千葉正弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第103号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） おはようございます。どうぞよろしく願います。

ただいまご上程いただきました議案第103号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書19ページ、議案説明書3ページをお開きください。

まず、議案説明書3ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、小中学校で使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するための附属機関として、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会を設置するため、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

児童生徒が使用する教科用図書は、教育委員会が採択しますが、教科用図書の調査及び検討を行うため、教育委員会の諮問機関として、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会を設置しております。これまでこの選定委員会の設置を栃木市立小中学校教科用図書選定委員会設置規則という規則で定めてまいりました。しかし、地方自治法第138条の4によりますと、諮問機関は法又は条例で定めることとなっております。そこで、法に基づき、これまでの規則を廃止し、改めて設置についての条例を定めるというものでございます。

では、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。制定の内容についてご説明をさせていただきます。本条例は、全5条から成っており、第1条は設置について、第2条は所掌事務について定めております。所掌事務としましては、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の選定について調査及び検討を行い、答申するというものでございます。

第3条は、組織について定めており、委員数、構成等になります。委員の数は7人以内とし、内訳として、学識経験を有する者、児童又は生徒の保護者、栃木市立小学校及び中学校の校長及び教員を予定しております。なお、公正な選定を行うため、教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は委員になることができないとしております。直接利害関係を有する者とは、教科用図書の著作編集活動に一定の協力を行う者又は三親等以内の親族が教科用図書の発行社に勤務している者などをいいます。

第4条は、委員の任期について定めており、委嘱又は任命の日から採択が終了する日までとしております。

第5条は、委任について定めており、選定委員会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしてしております。したがって、選定委員会の会議や選定委員の守秘義務等につきましては、本条例に基づいて規則で定めていくこととなります。

また、附則といたしましては、施行の日を平成30年4月1日からとしております。

恐れ入りますが、議案書19ページをごらんいただきたいと思います。栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例を次のように制定するものとするというものでありまして、制定内容はただいまご説明したとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 第3条についてお伺いいたします。

7名、この内訳として、学識経験者、保護者、校長及び教員となっていますけれども、この人数の割り振り教えていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 島田課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） お答え申し上げます。

内訳でございますが、学識経験を有する者が2名、児童又は生徒の保護者を2名、そして栃木市立小学校及び中学校の校長及び教員から3名と考えております。

○委員（永田武志君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第2、議案第112号 栃木市文化会館条例の一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚文化課長。

○文化課長（大塚治男君） ただいまご上程をいただきました議案第112号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。議案書は66ページから、議案説明書は137ページからになります。

初めに、議案説明書の137ページをお開きください。提案理由であります。指定管理者が行う業務の範囲を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。指定管理者が行う業務の範囲について、入館の制限に関する業務、広告類の掲示の許可に関する業務、販売行為の許可に関する業務を行うことができるよう改めることとございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の66ページをお開きください。議案第112号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次の67ページからの改正条文の内容につきましては、議案説明書の138ページからの新旧対照表でご説明を申し上げます。それでは、議案説明書の138ページをお開きください。栃木市文化会館

条例の指定管理者が行う業務の範囲に、これまで指定管理者が行ってきた同条例の第4条、利用の承認に関すること、第5条、利用の制限に関すること、第7条、利用承認の取り消しに関すること以上の3点に、第15条、入館の制限に関すること、第16条、会館及び敷地内における広告類の掲示禁止に関すること、第17条、会館及び敷地内における販売行為の禁止に関することを加え、同条例の第21条、指定管理者が行う業務の範囲を改めるものでございます。

次に、議案書67ページをお開きください。下のほうになります。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することについて規定しております。

以上で議案第112号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。この文化会館の条例の一部改正ということなのですが、これは今まで規定の中では、教育委員会と、それを指定管理者に変えていくということなのですが、この教育委員会から指定管理者に変える理由づけはどういったものがあるか、説明をお願いします。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） 県内のほかの文化会館、また市の体育施設につきましても、同様に指定管理者が行うという業務の範囲になっております。また、こちらの例えば出入りの制限とか、また館内における掲示品の制限とか、そういうものにつきましては、現場で即判断できるような形にしたいと考えておまして、今回教育委員会から指定管理者のほうに業務ができるように条例を改めることにしたものでございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 県内各いろいろな施設に関しても指定管理者がおおむね行っているということなのですが、この今まで教育委員会が行っていた業務を指定管理者に変えるということで、利便性もよくなるということもあるのでしょうかけれども、そのふぐあいは今まであったのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） 特にふぐあいというものはなかったと考えております。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） では、あくまでも要は指定管理者が行うことによって、この文化会館の運営がスムーズにいくようにということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） そのように理解していただきたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第3、議案第115号 財産の処分についてを議題といたします。
当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第115号 財産の処分についてご説明をいたします。まず、議案書は72ページ、議案説明書は146ページから148ページでござ

います。
まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、146ページをお開き願います。提案理由でござ

いますが、千塚町産業団地内の栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株

式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいた

だきたいというものでございます。
参照条文につきましては、省略をさせていただきます。
また、148ページが位置図、149ページが分譲の区画図となっております。
続きまして、議案書の72ページをお開き願います。それでは、財産の処分の内容についてご説明

をいたします。まず1としまして、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は宅地、面積は6,472.94平米、所在は栃木市千塚町1724番地です。

2の売却の方法は、随意契約による売却でございます。

3の売却予定価格につきましては、8,738万4,690円でございます。

4の売却相手でございますが、東京都中央区日本橋小伝馬町2番地5-9F、トレーラーハウスデベロップメント株式会社、代表取締役、大原邦彦でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） この売却相手のトレーラーハウスデベロップメント株式会社、私は初めてお聞きする名前なのですが、どういった業種の、どういった会社なのでしょうか、説明をお願いします。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいま会社の名前にございますように、トレーラーハウス、これについてご説明します。

このトレーラーハウスを製造し、販売する会社でございます。トレーラーハウスというものは、一般的に建物としてではなく、土地に簡易に脱着できる、給水や排水や電気の設備が簡易に脱着できるような構造体でございます。それが随時任意に移動できる、そういうトレーラーハウスです。要するにタイヤがついているプレハブハウス、移動型と。建築基準法でございますと、定着していないということで、これは法的に認められた構造物となっております。それを製造し、販売すると。主なものとしましては、通常事務所であったり、営業所や、あとはイベント等の施設で使われているようなケースもございます。あとはカプセルホテル、いろいろな用途が多用途でございますので、長さからしますと、約7メートル、8メートルぐらいある大きいものをある車が引いていきまして、車道を走りますので、ただそこでおろして、定着というわけではなく、簡易に移動できるような、ですから調整区域であれ、市街化区域であれ、建築基準法にはひっかからずに簡易に置いて、さらに移動もできるというようなものでございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おおむね了解できたのですが、私キャンピングカーでもつくっているのかなという感じもしたのですけれども、業種はわかりました。

あとは、この6,472平米を売却するということなのですが、この地図を見ますと、F1の地域と、一番北西の地域、角地になりますよね。この売却単価に関しましては、今まで分譲したこの道路の内側の部分が多分多かったかなという感じはするのですが、そこと比較して単価の違いはあるのかどうかお聞かせ願います。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 各街区ごとに単価が変わってございまして、河川側のほうが平米1万5,000円となっています。比較的7つぐらい街区がございまして、今回の売却しますところは1万3,500円でございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 場所によって若干違いがあるということは了解できました。多分前審議したかと思うのですが、この内側の部分、道路の内側の部分、この辺あたりの売却単価は幾らぐらいになりますか。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） まず、A街区、B街区が1万5,000円、または若干1万4,900円とございますが、次のところの内側のところのCとDでよろしいでしょうか。

○委員（関口孫一郎君） はい。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） そちらにつきましては、Cがまず1万3,500円から1万4,400円までございます。角地によって若干違いますので、南東の角地や、そういうところにございまして、A B CのD……

○委員（関口孫一郎君） A、B、C、Dって全然書いてない。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 済みません。書いてない。

上から川側に2つございます。それが1万5,000円程度でございます。2つございます。ちょうど今私が言いましたのが、F街区の下のところにありますちょうど真ん中には2つの島が、の上側が1万3,500円から1万5,000円となっております。

○委員（関口孫一郎君） 1万5,000円。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 1万4,400円です。済みません。1万4,400円です。その下にございますちょうど卵型の下のところですか、そちらがA、B、C、DのD、A、B、C、Dということでございまして、これも全ての街区若干違うのですが、A、B、C、DのEにつきましては、ちょうど卵型の下のところでございますけれども、1万3,400円から1万4,400円になってございます。Fという今トレーラーハウスがお買いになるところにつきましても、1万3,400円から1万4,400円程度の金額になってございます。場所によって若干違うものですから、申しわけございません。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第4、議案第116号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程をいただきました議案第116号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は73ページ、議案説明書は150ページでございます。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書150ページをごらんいただきたいと思っております。提案理由でございますが、とちぎ山車会館の管理を行う指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、地方自治法第244条の2、6項の規定、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするとき、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものでございます。

次に、議案書73ページをお開きください。指定管理者の指定の内容でございますけれども、1といたしまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、とちぎ山車会館でございます。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市万町4-1、名称、一般社団法人栃木市観光協会、代表者、副会長の大木和でございます。

3の指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第5、議案第117号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程をいただきました議案第117号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は74ページ、議案説明書は151ページであります。

初めに、議案説明書から説明を申し上げます。151ページをお開きください。提案の理由でございますが、とちぎ蔵の街観光館の管理を行う指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、先ほどの116号と同じでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、議案書の74ページをごらんいただきたいと思っております。指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、とちぎ蔵の街観光館でございます。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市万町4-1、名称、一般社団法人栃木市観光協会、代表者、副会長、大木和であります。

3の指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第6、議案第118号 指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程いただきました議案第118号 指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。議案書は75ページ、議案説明書は152ページでございます。

初めに、議案説明書から説明を申し上げます。152ページをお開きください。提案理由であります。栃木市倭町駐車場の管理を行う指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第116号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の75ページをごらんください。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、栃木市倭町駐車場でございます。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市万町4-1、名称、一般社団法人栃木市観光協会、代表者、副会長、大木和でございます。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第7、議案第119号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大杉大平産業振興課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） ただいまご上程をいただきました議案第119号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は76ページ、議案説明書は153ページであります。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書の153ページをお開きください。提案理由であります。栃木市大平まちづくり交流センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社大高商事に指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、議案第116号と同じであります。

それでは、議案書の76ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平まちづくり交流センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が宇都宮市宝木本町1474番地5、名称、株式会社大高商事、代表者、代表取締役、高橋和夫であります。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

中島委員。

○委員（中島克則君） よろしくお願いします。

この件に関しましては、3社の応募があったというふうなことを聞いております。選考上、この候補がどのような項目で評価が高かったのかを説明願いたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

大きな6つの評価項目のうち、施設の管理を安定して行うための取り組みの中で、財務状況や管理運営体制に対する提案、さらにはほかの項目では、利用者への要望への対応や新規利用者の増加に対する提案で、高い結果が出ております。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） 了解しました。

それと、この指定管理者がかわるということで、さまざまな心配をする向きも聞いております。その中で、今まで農産物を加工して、そこで販売している、取引を行っている方々もかなりいると思うのですが、この指定管理者がかわるというふうなことで、この方々が継続的にこれからもこのようなことができるのか。これ私は継続が望ましいと思うのですけれども、この点に関しましてご説明をよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

このことにつきましては、候補者からも既に現在行われている事業に関しましては、内容確認をした上で、市と相談の上、継続いたしますという提案を受けております。また、指定管理者選考委員会の答申書の中にも、現在の指定管理者が実施しております事業内容のうち、実施可能な事業につきましては、引き続き実施してほしいという附帯意見がございました。このようなことから、テナントや納入業者の方々ともこれまでと同様に事業が継続できるものと考えております。なお、テナントや納入業者の皆様のご不安を払拭するためにも、本議案についてのご承認をいただきましたらば、速やかに説明会や候補者との意見交換をする場を設けてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） 了解しました。今の答弁を聞きまして、安心をしているところであります。

もう一つなのですが、現在の指定管理者に雇用されている方々もいると思うのですが、これで指定管理者がかわるということになりますと、この現在雇用されている方もまた心配をしているので

はないかと思うのですが、引き続き指定管理者がかわったとしても、今まで雇用されている方もまた引き続きここで雇用というふうなことも考えていただきたいと思いますので、この件に関しまして、どのようなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

候補者からも現在本施設で働いている方や地元の方の雇用を優先しますという提案を受けております。現在の指定管理者に雇用されている方々に継続雇用の希望を確認した上で、候補者に対し、でき得る限り雇用を継続していただけるように市としましても丁寧をお願いをしてまいるところでございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 中島委員。

○委員（中島克則君） 了解いたしました。引き続き両方ともよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ほぼ質問したい内容、中島委員のほうで九分九厘質問してお答えいただきました。現在のプラッツおおひらの構成、株主数、また出店、出品、出荷者数、それと従業員数、お答えいただきたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） 株主の皆様は六十数名と聞いております。それから、野菜とか果物とかを出品している方々が37人ほどおられますということなのですが。

○委員（永田武志君） 従業員。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） 従業員は、現在ほぼ毎日来ていらっしゃる方がおおむね3人ほどということになっておりますが、パートさん的には6名ぐらいいらっしゃいまして、その方たちが時間を区切って交代で勤務をしているということで聞いております。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 先ほどの質問とダブると思うのですが、この選定委員会から4点の附帯意見ありましたですね。テナントの継続とか、現在出品、出荷している方々の継続、また雇用の問題ですか、これは市としても責任を持ってこの指定管理者が決定した場合、相手方と、事業者と確約できるのか、再度確認したいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

今後もしご承認をいただければ、この後、新旧の指定管理者さんとの引き継ぎ等もございまして、協議を進めてまいります。基本協定書というものがあまして、その中で今後その先ほど出ました附帯意見につきましては、規定として盛り込むかどうかも含めて協議の中で今後進めてまいりたい

と思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 契約期間が5年ということで、かなりロングですね。これ途中で見直しなり、また市として忠告というか、アドバイスというか、疑問点が経営で出た場合には、また関係者からの質問等があった場合には、市として責任を持って事業者側に質問なり、指導なり、それは徹底できるのでしょうか、確認します。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

市としては、施設のやっぱり設置者という責任もございまして、今後いいものについては、アドバイス、助言をいたしまして、よりよい管理運営をしていくように、市としてもいろいろな助言はしてまいって、監督をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ほぼ理解できました。これ決定いたしましたら、誤解、不安、現在もプラッツ関係者、また地域住民、プラッツはなくなってしまうのではないかとか、いろいろ心配、不安、誤解もあるようでございまして、そのようなことのないように、市としてもわかりやすい説明、報告を速やかに周知徹底を図っていただきたいと思います。要望です。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 諸団体の関係で、このプラッツおおひら、指定管理者を審査する方々というのは、どんな方が審査を行っているか。審査の人数は何人で、審査の方法が6項目をされたということなので、この協議についてどんな方が、どのようにされたか教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答え申し上げます。

指定管理者につきましては、選定委員会という委員会がございまして、その構成メンバーであります。学識経験者ということで、大学の教授の方がお二人、それから税理士がお一人、弁護士さんがお一人、さらに副市長、総務部長、そして財務部長、以上7人のメンバー構成によりまして審査をしたということになっております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の話を聞きますと、公平にやられたということを感じますけれども、審査項目で6項目ありますけれども、その項目について1年1年の確認というか、向上、努力というものはこれからやっていきますか、いかがですか。

○委員長（千葉正弘君） 大杉課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） お答えいたします。

毎年の事業の状況の報告ということで、毎年毎年市のほうに提出がございますので、その辺の中身を確認をしながら、必要に応じて助言、指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今までの中島委員、永田委員の話から聞きますと、いろいろ審査の結果、地元業者を確保しながら営業を行っていきたいというような方向性がありますので、私も本来なら地元の方が経営的なものやっていくのが本来の筋道かなと思うのですが、私からこれから要望なのですが、今入っている業者さん、働いている方を十分考慮しながら継続をお願いしたいということを要望いたします。よろしく願いいたします。要望とします。ありがとうございました。

○委員長（千葉正弘君） 要望ということですので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第8、議案第120号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） ただいまご上程いただきました議案第120号 指定管理者の指

定についてご説明を申し上げます。議案書は77ページ、議案説明書は154ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の154ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市岩舟農村環境改善センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第116号と同じでありますので、省略させていただきます。

それでは、議案書77ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市岩舟農村環境改善センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役、荒井孝一であります。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） まずは、確認からさせていただきます。

この指定管理者になります観光農園いわふね、これはいわふねフルーツパークを運営する会社でよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） フルーツパークを運営しております会社でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 理解をいたしました。この観光農園いわふね、私の記憶では代表取締役社長は鈴木市長だったような気がするのですが、いつこの代表者がおかわりになりましたか。

○委員長（千葉正弘君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 代表者につきましては、代表権を持つ代表取締役といたしましては、定款上2名ほどございます。契約上、市との双方代理という関係がございますので、定款上の代表取締役は市長であります鈴木俊美及びこの荒井孝一、2名が代表取締役として登記されてございます。ですので、会社を今年度の総会をもちまして取締役全て入れかえたわけですが、そのときの定款の改正をもって代表取締役を2名としてございます。

以上でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 代表取締役が2名で、鈴木市長と荒井孝一さんになられたということなの

ですが、これは当然市長がこの市で指定管理者というわけにはいかないことで、荒井さんがなられたということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 民法におきます双方代理というのがございまして、委託するほうと受けるほうとでやはり同じではということございますので、そういったものに鑑みまして、当初より代表権を2名持たせたというような状況でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） わかりました。

それでは、改めてお聞きしたいのですが、この荒井孝一さんという方はどういう方なのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 観光農園におきまして、取締役の要件等ございますので、その要件に当てはまった方はもちろん取締役になられております。その中で観光農園におきまして、地権者会というのがありまして、その中の代表の方ということで取締役にいられております。そういったことから、その取締役会の中で代表ということで選出されたということでございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 地権者ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 地権者ということでございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第9、議案第121号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）を議題といたします。

説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） ただいまご上程いただきました議案第121号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は78ページ、議案説明書は155ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の155ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市いわふねフルーツパークセンターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第116号と同じでありますので、省略させていただきます。

それでは、議案書78ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市いわふねフルーツパークセンターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役、荒井孝一であります。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 質疑を終了をいたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論省略を決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時52分）

○委員長（千葉正弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第94号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 日程第10、議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。補正予算書の54、55ページをお開きください。2款1項15目諸費につきましてご説明いたします。補正額は8,283万2,000円の増額でありまして、所管部分につきましては914万5,000円であります。

説明欄につきましては、次のページになります。補正予算書の56、57ページをお開きください。上から5項目め、国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、平成26年2月の大雪と平成26年8月の竜巻による災害に伴い実施いたしました国の被災農業者向け経営体育成支援事業が完了したことを受け、補助金に係る消費税の仕入れ控除について確認しましたところ、補助金を申請いたしました当初は、被災農家の申し出により、消費税免税事業者として申請しておりましたが、確認の結果、課税事業者であり、かつ消費税申告により当該事業費に係る消費税について仕入れ控除を受けたことが判明したため、平成26年度及び平成26年度繰り越し事業に関して補助金により受け取った消費税分の国、県分を返還するものであります。

次の国県支出金返還金（農林整備課）につきましては、多面的交付金支払い事業において、交付金対象面積の減少が判明し、活動組織からの交付金の返還金のうち、県費分及び国費分を県に返還する必要が生じたため、返還金について増額するものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。6款1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額を精査し、増額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものであ

りますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1億9,262万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。首都圏農業確立対策補助事業費につきましては、TPP関連の国庫補助事業である産地パワーアップ事業において、本事業に伴い作成する産地計画に位置づけられた高収益を目指す経営体の施設整備及び農業用機械整備を支援する補助金を増額するものであります。

次の西方農産物加工所管理運営費につきましては、加工施設に設置してあります加工品を製造するための食材等を保管する予冷庫について、設置場所の関係上、冷蔵機能をつかさどる機器に支障が出ているため、加工施設に換気口を設け、機器本来の機能を改善するための維持補修費を増額するものであります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は737万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目、農地事務費（栃木）につきましては、大平町北武井のかんがい排水赤湊川に設置してある自動転倒堰のふぐあいにより、大雨時に周囲の農業用施設に被害を及ぼしていることから、工事請負費を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、尻内梓地区において老朽化した揚水機場を改修し、安定的な用水を供給するため、県費補助による事業を実施することから、事業主体である栃木市土地改良区への補助金を増額するものであります。また、大宮今泉地区において老朽化した用水路を改修し、安定的な用水を供給するため、県費補助の事業を実施することから、事業主体である栃木市東部土地改良区への補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、平井町の農業用水路において、水路法面の崩壊が発生し、隣接する農地に被害を及ぼしていることから、工事請負費を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の農業用井戸改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業費補助金（大平）につきましては、大字新水利組合の農業用井戸改修工事、大平西部土地改良区及び西水代水利土木組合のポンプ配管改修工事、農業用井戸改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次に、8目道の駅にしかた費につきましてご説明いたします。補正額は9,266万7,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。道の駅にしかた管理運営費につきまして、道の駅にしかたの事業用地は、6名の地権者からの借地となっておりますが、市が権利を取得すべき関係地権者との交渉を進めた結果、さきの9月定例会においてお認めいただきました補正予算に計上いたしました用地買収の意向を得られた2名の方に加え、残り4名の方からも買収の意向が得られたため、土地を購入するための用地買収費を増額するものであります。

続きまして、78、79ページをお開きください。6款2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は391万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。出流ふれあいの森施設管理費につきましては、出流ふれあいの森敷地内を流れる出流川の石積み護岸で崩落が発生し、利用者の安全のためにも早急な復旧を要することから、工事請負費を増額するものであります。

次の有害鳥獣対策事業費につきましては、栃木市獣害対策設備設置費補助金事業の利用件数及び利用金額が9月末時点で前年度同月末実績と比較いたしまして増加しており、補助金が不足することが予測されることから、補助金についての増額を行うものであります。

続きまして、80ページ、81ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明をいたします。補正額は2,120万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。産業支援補助事業費につきましては、空き店舗活用促進事業補助金におきまして、当初の予定より利用者が増加したため、新規開業する空き店舗の改修費補助、1店舗分と家賃補助を増額するものであります。

次の中小企業融資保証事業費につきましては、市制度融資利用者が栃木県信用保証協会へ支払う保証料を補助する事業でありまして、市融資制度の利用が当初の予定よりも増加したため、中小企業向け資金融資保証料補助金を増額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は3,086万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。観光振興宣伝事業費（栃木）につきましては、県補助金、E N J O Y ! T O C H I G I 受入態勢整備推進事業費補助金を活用し、倭町駐車場のトイレの洋式化を行うトイレ整備工事請負費を増額するものであります。

次の横山郷土館外国人旅行者受け入れ環境整備事業費につきましては、横山郷土館のトイレ改修工事実施に当たり、必要な調査を行った結果、塀の解体等の追加工事を行う必要が生じたため、横山郷土館塀後退工事を増額するものであります。

次の山車会館広場拡張整備事業につきましては、とちぎ山車会館南側に隣接した土地を取得し、山車会館広場の間口や利用敷地面積の拡大を図り、一体的に活用するために整備事業等を行う必要が生じたための土地購入費を増額するものであります。

以上、7款1項4目観光費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） それでは、恐れ入りますが、補正予算書96、97ページをお開きください。

続きまして、10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は1万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。学校適正配置事業費につきましては、学区審議会の委員の人数及び会議の開催数に変更が生じたため、委員報酬を増額するものであります。

続きまして、98、99ページをお開きください。10款2項2目教育振興費につきましてご説明いた

します。補正額は1,055万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護児童及び特別支援学級児童に学用品費等を援助するものでありますが、これまで入学後の7月に交付しております準要保護世帯に係る新入学児童への入学準備金を入学前の来年3月に支給するため、また受給者の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は249万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校施設整備事業費につきましては、来年度栃木第三小学校のクラス増に伴う施設整備工事費167万4,000円が主なものであります。

続きまして、100、101ページをお開きください。10款3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は62万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目、中学校運営費につきましては、岩舟中学校スクールバス修繕費30万円であります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,026万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中学校就学援助事業費につきましては、先ほど99ページでご説明いたしました小学校就学援助事業費と同様でありまして、これまで入学後の7月に交付しております準要保護世帯に係る新入学生徒への入学準備金を入学前の来年3月に支給するため、また支給者の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は35万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中学校施設整備事業費につきましては、来年度都賀中学校の特別支援教室増に伴う備品購入費35万2,000円であります。

続きまして、102、103ページをお開きください。10款5項2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は495万2,000円の減額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、スポーツ振興くじ助成金であります。右の説明欄をごらんください。運動場夜間照明施設更新事業費につきましては、工事請負費において入札差金が生じたため、495万2,000円を減額するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、46、47ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1億9,540万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節農業費補助金の説明欄の1項目め、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、施設整備や農業用機械整備のための国庫補助事業、産地パワーアップ事業の取り組みを要望したことによる県補助金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、大宮今泉地区、国府南部地区及び尻内梓地区で実施

する県単独の農業農村整備事業と大平地域で実施する県単独土地改良事業に対する県補助金であります。

続いて、9目観光費県補助金の100万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。1節観光費補助金、ENJOY! TOCHIGI 受入態勢整備推進事業費補助金につきましては、倭町駐車場トイレ整備工事事業及び栃木市散策ガイドアプリ整備事業に対する県補助金であります。

続きまして、48、49ページをお開きください。18款2項15目スポーツ振興基金繰入金につきましては、右の説明欄をごらんください。スポーツ振興基金繰入金は、栃木総合運動公園管理費のための財源として、スポーツ振興基金から75万円を繰り入れるものであります。

次に、20款5項4目雑入についてご説明いたします。2節雑入、栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等につきましては、平成26年2月の大雪と平成26年8月の竜巻による被災農業者向け経営体育成支援事業を実施した被災農家からの国、県、市への支出金返還金であります。

3項目め、維持管理適正化事業補助金等につきましては、多面的機能支払交付金事業において、大平地域、都賀地域、藤岡地域の活動組織の交付対象面積の減少に伴い、交付金の返還が生じたことによる活動組織及び栃木県農地水多面的機能保全推進協議会からの返還金であります。

4項目め、大会参加者負担金等ではありますが、栃木南小の夜間照明施設更新事業におけるスポーツ振興くじ助成金について、当初予算では2,000万円を計上しておりましたが、交付決定額が1,600万円になったことから、400万円を減額するものであります。

以上をもちまして歳入の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。補正予算書の8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の下から3項目め、いわふねフルーツパークセンター管理運営委託、次の岩舟農村環境改善センター管理運営委託、次のとちぎ山車会館管理運営委託、9ページの1項目め、とちぎ蔵の街観光館管理運営委託、次の栃木市倭町駐車場管理運営委託、次の栃木市大平まちづくり交流センター管理運営委託、以上6施設につきましては、平成29年度に指定管理期間が終了し、引き続き指定管理者に施設の管理運営を委託するものであり、その期間と限度額を設定するものであります。

一番下のとちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましては、平成30年4月1日から保険に加入する必要があるため、年度開始前の3月中に見積書を保険会社から徴する平成30年度予算執行行為を行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

以上をもちまして平成29年度栃木市一般会計補正予算の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ございますか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 77ページ上段から2番目、首都圏農業確立対策事業補助費1億9,200万何がし、この対象人数、教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 秋間農業振興課長。

○農業振興課長（秋間広行君） お答え申し上げます。

36の経営体でございます。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 総面積ではどのぐらいになるでしょうか。おおよそで結構です。

○農業振興課長（秋間広行君） おおよそですか。

○委員（永田武志君） はい。

○委員長（千葉正弘君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 細かいところはちょっとわかるのですけれども、総面積はちょっと調べましてお答えしますので、済みません。後から。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 地域は何カ所ぐらい。

○委員長（千葉正弘君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 3地域でございまして、1つ目は、これブドウは今年の長雨でいわゆる劣化、そして腐ったりするような農家さんが出ましたので、特に大平地域、あと岩舟地域が両方ブドウで、あとそれと岩舟地域はもう一つで、イチゴとトマトを産地として強力に推進していくということで、箇所とすると3カ所という形になります。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ありがとうございます。了解いたしました。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の関連なのですけれども、この状況が36件の方が申請しているということなのですけれども、去年と今年と来年に向けてこの申請の状況というのは上向きの傾向にあるのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 申請の地区としますと、去年は藤岡と大平、大平のトマトと、あとは藤岡のいわゆる二条麦、小麦なんかをつくっているところへのコンバインをリースとして提供したところなのですけれども、こちらが2地域で、今年はブドウ、そしてトマトということで、3地域になっていまして、かなり広がりを見せております。ただし、この事業のハードルがちょっと高いものですから、そちらについてはこれから今後も丁寧に説明していくという形になろうかと思えます。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） なかなか素人だと申請書が難しいものもたくさんあるので、あそこのところ書類ができ上がっていないから、もう一回書き直してくれなんていうこともあり得ますので、来た人に対してはわかりやすく教えていただける方向でお願いしたいのですが、そこら辺いかがですか。

○委員長（千葉正弘君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 今、福富委員から申し上げられたとおり、丁寧な説明をしまして、なるべく繰り返しのないような形で、我々のほうから地権者に対してはご説明していく形にいたします。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 引き続き努力のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 77ページ、もう一点、下段の道の駅にしかた土地購入費、ただいまの説明では6名地権者全員が了解していただいたということで、執行部の方の努力に感謝申し上げます。

そこで、面積なのですが、どのくらいなのか教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 石川西方産業振興課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 今回計上させていただいております面積につきましては、4筆で6,764平米でございます。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 6,474平米、この用途は駐車場拡張なのか、それとも施設拡張なのか、お答えください。

○委員長（千葉正弘君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） これは、拡張ではありませんで、今まで借地だったものですから、そこを交渉の結果、用地買収に応じていただいたので、買収するというものでございます。

○委員長（千葉正弘君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 用途は駐車場ということの解釈でよろしいですか。

○委員長（千葉正弘君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 駐車場と一部施設と両方またがっております。

○委員（永田武志君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

中島委員。

○委員（中島克則君） 今の永田委員の関連になるのですけれども、この道の駅にしかた管理運営費の土地購入費、これで全ての道の駅にしかたの土地が買収済みというふうになるのか、100%ということなのか、確認です。よろしくをお願いします。

○委員長（千葉正弘君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 今回の4名の方の用地買収が終了すれば、全て完了ということになります。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

坂東副委員長。

○副委員長（坂東一敏君） 今のと関連なのですが、坪単価は幾らだったのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 平米の単価が1万3,700円でございます、坪単価が4万5,210円であります。

○委員長（千葉正弘君） 坂東副委員長。

○副委員長（坂東一敏君） ありがとうございます。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 84ページ、山車会館の土地購入費なのですけれども、面積はどのぐらいだったのか教えていただきたいと思います。また、坪単価が幾らぐらいするのか、お願いします。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） お答え申し上げます。

用地取得の面積につきましては132坪、平米にいたしますと435.41平米でございます。坪単価、平米単価に直しますと、坪単価、約15万2,000円、それと平米にいたしますと約4万6,000円という形になっております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 48、49の雑入の件なのですが、上から2番目だったのですが、この説明の中で、大雪被害のときの返還金が生じたためという説明がございました。ここに書いてあるのは、公設地方卸売市場事務組合の給与負担金等ということで出ておりますけれども、これがどういう内訳なのか、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 秋間農業振興課長。

○農業振興課長（秋間広行君） ただいまのご質問にお答えします。

こちらの名称が栃木県南公設地方卸売市場事務組合ということで名称書いてございますが、そちらについてはこの雑入のいわゆる説明の表がこの栃木県南ということで予算書上、どうしてもこちらの雑入の科目に、雑入でも大きな見出しがそもそも栃木県南公設市場事務組合というのが当初予算書の中で、その予算の項目が栃木県南公設地方卸売市場という名称になっているものですから、その項目に今回の国県補助金を大きな雑入のタイトルが栃木県南という形になっていまして、そこに雑入で、例えば今回国県支出金とか、ほかの雑入としての予算が入ってくるものですから、大きな名称としては、まず栃木県南公設市場という形の中に入ってきていると。これは、予算書上の話なのですけれども。済みません。それで一番最後に等という形に入っているのです、その等の中に含まれると。

○委員長（千葉正弘君） 横尾農林整備課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 予算の組み方上、各農業振興課が持っている雑入の名称が栃木県南公設みたいな形、私ども持っている維持管理適正化事業のそれぞれの課が雑入の項目を持っておりまして、たまたまその返還金が生じたときに、そこを雑入に入れるということで、既存の名称の中に入れてしまうので、ちょっと大変恐縮なのですけれども、書いてある字と中身とが違うというようなことになっております。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 何とか多少理解はできたかなという気はするのですが、では今回の1,171万7,000円に関しては、返還金と、大雪のときの返還金だけということだけで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） この広域の卸売市場の中身ではなくて、この首都圏農業に絡んでの返還金なものですから、あくまでもこちら歳出の説明の中で申し上げたと思うのですが、大雪と竜巻の被害のときに、いわゆる当初免税事業者で申請していた方が、実は国の会計検査のほうからやって、いろんなところで全国で検査したところ、それが免税事業者ではなくて、課税事業者だったということが6名の方が判明されましたので、その方についてご説明をして、補助金がいわゆる適用にならないということをきちんと説明して、今回2月に予算が通れば2月に補助金を返還すると

いう形の手続になります。そういうことで、こちらのお金は公設市場ではなくて、中身は首都圏農業確立対策の経営体育成事業ということでご理解していただければ、この予算書と中身がちょっと違って申しわけございませんでした。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 理解をいたしました。ただ、ここへ逆に括弧書きでもそういった形で記入していただければ、我々も理解できるのですが、こういう書かれ方をしますと、ちょっと理解できない部分がありますので、今後検討をお願いいたします。これは、要望です。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

坂東副委員長。

○副委員長（坂東一敏君） 80ページの観光費なのですが、横山郷土館の外国人旅行者受入環境整備事業とあるのですが、これはどのような事業なのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ご質問にお答えいたします。

横山郷土館、今工事が既に始まっておりますけれども、横山郷土館の県庁堀沿いに41平米ほどの今倉庫がございます。これがかなり老朽化が進んでおりまして、この施設を活用して、活用というか、リニューアルして、その中に外国人でも入れるような多目的トイレ、女子トイレ、それらのトイレが今現在屋内に1つしかございませんので、そこをおトイレに改装をする、それと展示室に改装する、倉庫に改装するというような工事を今行っております。

今回のその補正でお願いしたものにつきましては、工事に着手しまして調査をしたところ、思ったよりも金額がかかる工事が判明したものですから、今回補正予算でお願いをしたというような経緯でございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 坂東副委員長。

○副委員長（坂東一敏君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 先ほど永田委員のほうからいわゆる首都圏農業確立対策事業の中の産地パワーアップ事業、その中での面積ということでご質問があったわけでございますが、全体で24.52ヘクタールでございます。内訳としますと、大平のブドウが15.67ヘクタール、それと岩舟のトマト、イチゴ関係が4.26ヘクタール、それと岩舟のブドウ関係が4.59ヘクタールでございます。

以上です。

○委員（永田武志君） ありがとうございました。

○委員長（千葉正弘君） それでは、質疑を終了いたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論省略を決定いたしました。

ただいまから議案第94号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第11、議案第100号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第100号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお開き願います。平成29年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,603万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,942万円とするものというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものであります。

続きまして、36ページをお開き願います。第2表、地方債補正（変更）でありまして、事業費の変更に伴いまして、千塚町上川原産業団地造成事業につきましては、地方債の限度額を補正前の2億1,390万円からゼロ円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の歳出についてご説明を申し上げますので、222、223ページをお開き願います。1款1項1目産業団地造成事業費の補正額は、増減はございませんが、財源内訳欄の特定財

源につきまして、分譲収入が見込めますことから、地方債を借り入れる必要がなくなったため、地方債を減額し、その他を増額するものでございます。

続きまして、224、225ページをお開き願います。2款1項1目元金の補正額は4億6,603万3,000円の増額でありまして、右の説明欄の市債償還元金につきましては、土地売払収入の増額に伴い、繰り上げ償還を行うため増額するものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、220、221ページをお開き願います。2款1項1目不動産売払収入の補正額は6億7,993万3,000円の増額でありまして、右の説明欄の土地売払収入につきましては、当初の計画よりも分譲が好調に進んだことに伴い、増額するものでございます。

6款1項1目土木債の補正額は2億1,390万円の減額でありまして、右の説明欄の産業団地造成事業債につきましては、分譲収入が見込めることから、地方債を借り入れる必要がなくなったために減額するものでございます。

以上で平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（千葉正弘君） ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ございますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 220、221ページの歳入の部、不動産売払収入が補正で6億7,993万3,000円ということなのですが、今回も議案の中で財産売り払い出てきました。これは、今年分譲した分ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 委員さんがおっしゃるとおりでございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） その前の補正前の額11億円ですか、これは前年度分ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） こちらの11億8,073万9,000円につきましては、9月補正をいたしまして、当初の金額を9月で補正いたしました。それがこの議会の前までの歳入が11億8,073万9,000円で、今回の12月議会、前回の9月議会から今回の間におかれまして収入があった分を補正させていただきたいというものでございます。合わせまして今現在は18億6,067万2,000円でございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 全部で18億6,000万円で販売をしたということでございますけれども、この18億6,000万円になるわけですが、全体面積のうちのどの程度販売できたのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 全体面積でございますが、26.5ヘクタールでございます。26万560平米ですか、そのうち今回の分譲、今回ご上程いたしました分も入ってございますが、よろしいでしょうか。

○委員（関口孫一郎君） はい。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 8社分ということでございますと61.9%、面積にいたしまして約16万1,205平米です。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） よろしいですか。

関口委員、どうぞ。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。8社で約62%、そうすると残地が約38%ということでよろしいでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） そのとおりでございます。約10ヘクタールほど残ってございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） これ私の聞き方が正しいかどうかかわからないですけれども、このまま全部売り払いをできたとしますと、造成費の部分はほぼペイできるのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 全額が売却済みになりますと約37億5,000万円ほどの収入がございます。これまでに事業費としましては、土地区画整理事業で造成し、また周辺の工事も行ってきました。また、事業が始まる前の調査費、いろいろな費用がかかってございます。それを含めまして、まだ概算でございますが、約33億円弱程度かというふうに今踏んでございます。ただ、若干、事業が終わるというわけではなく、環境アセスメント関係が事業後3年間続きますので、その辺を含めましての数字がまだまだ少し若干動きがございます。37億円に対して約33億円程度が支出されるのかなということで今考えてございます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論省略を決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉正弘君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任を願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お世話さまでございました。

(午前11時52分)